

中間答申に関する市民意見等

平成16年8月10日、京都市消費者保護審議会から諮問事項「京都市消費者保護条例に盛り込むべき基本的事項」について中間答申を受理し、市民及び関係団体・関係機関に以下のとおり意見募集を行った。

- 1 意見の提出期間 平成16年8月12日～9月22日
- 2 意見の提出方法 郵送，FAX，電子メール
公聴会(9月17日開催)での意見募集
- 3 公表方法 市役所・区役所・支所における概要版の配布等
市民総合相談課ホームページへの掲載
- 4 募集結果

	件数	項目別意見数
市民	14	54
関係団体・関係機関	8	73
合計	22	127

(参考)

意見の多かった項目	市民	関係団体・関係機関
消費者の権利	4	5
不当取引	7	7
被害の救済	16	13
被害の拡大防止・未然防止	8	8